

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/3】

収受印

令和 年 月 日	申請者	国外にある住所又は居所(法人の場合)	日本語(カナ)表記	☉ (法人の場合のみ公表されます)
		国外にある本店又は主たる事務所の所在地	英語表記	国番号 (電話番号 + - - -)
		(フリガナ)		(〒 -) (電話番号 - -)
		納税地		
		氏名又は名称	日本語(カナ)表記	☉
			英語表記	☉
		【参考】 自国語記		
		(法人の場合) 代表者氏名	日本語(カナ)表記	
			英語表記	
		法人番号		

税務署長殿

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項(☉印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- 特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

なお、上記1~3のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

特定国外事業者区分	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
事業者区分	※ 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。	
	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付けてください。 ※ 次葉2「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉1「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。	
	<input type="checkbox"/> 課税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)	
	<input type="checkbox"/> 免税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)	
	<input type="checkbox"/> 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等	
	<input type="checkbox"/> 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	課税期間の初日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 上記以外の課税事業者	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	
税理士署名	(電話番号 - -)	

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年月日	通信日付印	確認
	入力処理	年月日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	登録番号	T				

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉1及び2)」を併せて提出してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉1）

【2/3】

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

		氏名又は名称				
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。					
	<input type="checkbox"/> 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。					
	個人番号					
	事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日		法人のみ記載	事業年度 自 月 日 至 月 日
		事業内容			登録希望日	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。				翌課税期間の初日	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者					
	特定外の国外事業者	(フリガナ)	(〒 -)			
		国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地	(電話番号 - -)			
	特定国外事業者	(フリガナ)	(〒 -)			
	税務代理人の事務所の所在地	(電話番号 - -)				
	(フリガナ)					
	税務代理人の等氏名					
添付する資料等	1 全申請者 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称、国外の住所及び事業内容が確認できる資料（例 定款の写し、会社案内、会社のホームページ等） 2 特定国外事業者に該当する申請者 <input type="checkbox"/> 税務代理権限証書 3 その他参考資料 <input type="checkbox"/> 会社のホームページアドレス、メールアドレス <input type="checkbox"/> ()					

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉2）

【3/3】

氏名又は名称

登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、次葉1「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	特定国外事業者に該当します。 〔「はい」の場合は、以下の②から⑤の質問にも答えてください。 「いいえ」の場合は、以下の①-1の質問にも答えてください。また、次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄の記載が必要です。〕		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	①-1 納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、①-2の質問にも答えてください。）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	〔納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合〕		
	①-2 納税管理人の届出をしています。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	② 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいます。 （「はい」の場合は、次葉1「特定国外事業者」欄の記載が必要です。）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	③ 納税管理人の届出をしています。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	④ 現在、国税の滞納はありません。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 適格請求書発行事業者の登録を取り消されたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
登録を取り消された日から1年を経過しています。 （登録を取り消された日：令和 年 月 日）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署		税務署
	被 相 続 人	死亡年月日	令和 年 月 日
		(フリガナ)	(〒 -)
	納 税 地	納税地	
		氏名	日本語(カナ)記 英表語記
登録番号	T		
参考事項			

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

「適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）、次葉1及び次葉2」の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書の交付をしようとする国外事業者が、税務署長の登録を受けようとする場合に提出するものです（消費税法（以下「法」といいます。）57の2②）。

- (注) 1 令和5年10月1日から令和12年9月29日までに申請しようとする事業者が、この申請書を提出することができます。
- 2 この申請書を提出するときは、次葉1及び次葉2を併せて提出してください。
- 3 登録を受けることができる事業者は、課税事業者に限ります。ただし、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則（以下「附則」といいます。）第44条第4項の規定の適用を受けようとする場合は、申請時に免税事業者であっても登録を受けることができます。
- 4 特定国外事業者が法第57条の2第6項第2号ホ又はヘの規定により、税務署長から登録を取り消された場合は、その取り消された日から1年間は、当該特定国外事業者の登録を拒否することがあります。
- 5 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません（法9①）。
- 6 附則第44条第4項の規定の適用を受ける場合は、登録を受けた日から納税義務の免除の規定の適用はありません（登録を受けた日の属する課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。）。
- 7 登録を受けた適格請求書発行事業者は、適格請求書発行事業者登録簿に記載されます。適格請求書発行事業者登録簿に記載された事項に変更があった場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書（第2-2号様式）」を提出する必要があります（法57の2③）。
- ※ 法人が名称並びに本店又は主たる事務所の所在地を変更したことにより、その旨を記載した異動届出書を提出した場合には、この届出書の提出は不要です。
- 8 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求めるときは、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求めるとの届出書（第3号様式）」を提出する必要があります（法57の2⑩一）。
- 9 令和5年9月1日において登録国外事業者であり、「登録国外事業者の登録の取消しを求めるとの届出書」を提出していない事業者は、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされていますので、この申請書の提出は必要ありません（附則45①）。

2 提出時期等

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

免税事業者が、附則第44条第4項の規定の適用により、令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載し、その登録希望日から登録を受けることとされています。また、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日（令和5年10月2日以後開始する課税期間）に限ります。）から登録を受けようとする場合は、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります（法57の2②、消費税法施行令70の2）。

適格請求書発行事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

(注) 税務署長による登録が完了した日が登録希望日後となった場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則15③）。

3 記載要領

- (1) 「国外にある住所又は居所（法人の場合）国外にある本店又は主たる事務所の所在地」欄は、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (2) 「納税地」欄は、次により記載します。
- イ 非居住者である個人事業者の場合
- (イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地
- (ロ) (イ)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者にとって代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所
- (ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。）を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
- (ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所

- (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、届出その他の行為をする場所として選択した場所
- (ハ) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所
- ロ 外国法人の場合
- (イ) 国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地
- (ロ) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。）を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
- (ハ) (イ)及び(ロ)により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合にあっては、直前において納税地であった場所
- (ニ) (イ)から(ハ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、届出その他の行為をする場所として選択した場所
- (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所
- (3) 「氏名又は名称」欄は、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び本国語で記載します。
 なお、常用漢字等での漢字表記が可能な国外事業者が、「日本語（カナ）表記」欄に常用漢字等を併記した場合は、当該常用漢字等についても国税庁ホームページで公表します。
- (4) 「（法人の場合）代表者氏名」欄は、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (5) 「特定国外事業者区分」欄は、申請者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者（法57の2⑤一）に該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」の□にレ印を付します。また、該当する場合は、次葉1「特定国外事業者」欄を、該当しない場合は、次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄を記載します。
- (6) 「事業者区分」欄は、この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付します。免税事業者に該当する場合は、次葉1「免税事業者の確認」欄を記載してください。
- (7) 次葉1「免税事業者の確認」欄は、次のイ又はロいずれかの該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付し、次により記載します。
- イ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者に該当する場合、次により「事業内容等」欄を記載します。
- (イ) 「生年月日又は設立年月日」欄は、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。
 なお、元号は、該当する箇所に○を付します。
- (ロ) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します（個人事業者は不要です。）。
 なお、設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
- (ハ) 「資本金」欄は、資本金の額又は出資の金額を記載します（個人事業者は不要です。）。
 また、個人事業者で、個人番号を有する場合は、「個人番号」欄に個人番号を記載します（本人確認書類^(※)の提示又は写しの添付が必要です。）。この申請書の控えを保管する場合は、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
- (※)本人確認書類
- | 区分 | 本人確認書類 |
|-------------------|---|
| マイナンバーカードをお持ちの方 | マイナンバーカード |
| マイナンバーカードをお持ちでない方 | 番号確認書類（通知カード ^(注) など）＋身元確認書類（運転免許証など） |
- (注) 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- (ニ) 「登録希望日」欄は、提出日から15日以降の登録を受ける日として希望する日を記載してください。
 ただし、以下のいずれも満たす日に限ります。
- ・令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間内の日
 - ・登録申請書を提出する日から15日を経過する日以後の日
- ロ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者が該当する場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間(自)」欄に記載した年月日を「課税期間の初日」欄に記載します。ただし、当該課税期間の初日が令和5年10月2日から令和11年9月30日までの日の場合に限りません。
- この場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」は、この申請書の提出前又は提出と同時に提出してください。
- (8) 次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄は、特定国外事業者以外の国外事業者が該当する場合、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載します。
- (9) 次葉1「特定国外事業者」欄は、特定国外事業者が該当する場合、次により記載します。
- イ 「税務代理人の事務所の所在地」欄は、税務代理人の事務所の所在地を記載します。

- ロ 「税務代理人の氏名等」欄は、税務代理人の氏名、名称又は事務所の名称を記載します（税務代理人が法人の場合は、その法人名及び代表者の氏名を記載します。）。
- (10) 次葉1「添付する資料等」欄は、この申請書に添付する資料に応じて□にレ印を付します。
添付する資料は、名称、住所等及び事業内容が確認できる箇所を添付してください。日本語以外で表記されている場合は、事業内容が記載されている部分について、和訳したものの添付をお願いします。
なお、特定国外事業者に該当する場合は、税務代理権限証書の添付が必要です。
- (11) 次葉2「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。該当する□にレ印を付します。
- (12) 次葉2「相続による事業承継の確認」欄は、事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除きます。以下同じ。）が、法第57条の3第3項の適用を受けようとする場合に記載します。同項の規定により、①相続があった日の翌日からその相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日、②相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日、③死亡した適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出していた場合、その登録が失効する日の前日のいずれか早い日までの期間（以下「みなし登録期間」といいます。）について、その死亡した適格請求書発行事業者の登録番号が相続人の登録番号とみなされませんが、みなし登録期間の末日の翌日以後は、被相続人の登録番号は失効します。
みなし登録期間後においても適格請求書を交付しようとするときは、新たに登録申請書を提出する必要があります（法57の3③）。
- (13) 次葉2「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

4 公表事項について

- (1) 申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。
なお、常用漢字等を使用して公表しますので、この申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。
イ 申請者の氏名又は名称（日本語（カナ）表記及び英語表記）
ロ 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、国外にある本店又は主たる事務所の所在地（英語表記）
ハ 特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- (2) 申請書に記載した事項以外で、次の事項については申請者からの申出により公表ができます。公表を希望する場合は、この申請書以外に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出してください。

事業者区分	公表を希望する事項
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称（住民票に併記されている通称に限る。）^(※) ・旧姓（旧氏）氏名（原則、住民票に併記されている旧姓（旧氏）に限る。）^(※)
人格のない社団等	<ul style="list-style-type: none"> ・本店又は主たる事務所の所在地

- (※) 通称又は旧姓（旧氏）氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。
通称又は旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する場合は、住民票の写しの添付が必要です。ただし、e-Taxにより提出する場合は、添付を省略することができます。
なお、旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する方は、下記5(3)もご確認ください。

5 留意事項

- (1) 通知される登録番号は、次のとおりです。
イ 登録時に法人番号を有する法人
法人番号及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの
ロ イ以外の課税事業者
13桁の数字（法人番号と重複しないものとし、当該課税事業者の個人番号と重複しないもの）及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの
- (2) 免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録希望日から登録を受けることができる経過措置が設けられており、この経過措置により登録申請手続を行う場合には、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要です。この場合、登録を受けた日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除く。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間における課税売上高に関わらず課税事業者として消費税の申告が必要です（附則44⑤）。

- (3) 住民基本台帳法令の規定により、やむを得ず住民票に旧姓（旧氏）を併記できない場合には、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」に戸籍謄本を添付して提出することにより、氏名に代えて旧姓（旧氏）を公表することができます。詳しくは、インボイス制度特設サイトの「インボイス公表サイトに関するよくある質問2-5」をご確認ください。

よくある質問



6 その他

インボイス制度特設サイトでは、申請手続に関する案内のほか、①説明会の開催案内、②インボイス制度について解説した動画、③インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。

特設サイト

